

役員等報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 鳴海福祉会（以下「法人」という。）の役員および評議員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が定めた業務を行ったとき、その費用を弁償する。

2 費用を弁償する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会、評議員会の出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立会
- (4) 役員の研究會への参加及び他の施設の視察業務
- (5) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (6) その他理事長が必要と認めた業務

3 費用弁償は、次のとおりとする。

交通費	業務に従事するために必要な交通費の実費 理事会や評議員会業務に従事するために必要な交通費の支給は、 一律5,000円とする。
-----	--

宿泊料	1泊につき15,000円
-----	--------------

(改 正)

第5条 この規程の改正については、理事会、評議員会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成 29年 4月 1日から施行する。